

令和 5 年度「地域課題解決に向けた活動助成」要項

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化したことで、経済的に困窮する人や社会的に孤立する人の増加、人とのつながりの希薄化が課題となり、様々な生活課題が顕在化してきています。

西区において深刻化する地域課題に向き合い、孤立する人が社会とつながるきっかけとなったり、身近に相談できる人がいると実感できるような取り組みに対し助成を行います。

(1) 対象団体

西区内に所在する NPO 法人等の民間非営利団体。法人格の有無は問いません。

※但し、令和 4 年度に当助成を受けた団体は、同じ内容の事業・活動等は対象となりません。

※自治会・町内会及びコミュニティ協議会等の住民組織は対象外です。

(2) 助成金額

1 団体あたり上限 10 万円

(3) 対象事業

以下の 3 点を満たす活動であること

① 地域課題に大きく貢献する取り組みであること

<事業の例示>

- ・相談支援活動、メンタルケア活動や居場所づくりなど当事者や家族を支援する活動
- ・偏見や差別を防ぐ啓発活動
- ・DV や虐待、自殺を防ぐ活動
- ・その他 LGBTQ/難病/障がい児者/外国人/不登校/ひきこもり/生活困窮/ヤングケアラー/ダブルケアなど様々な地域福祉課題への支援、啓発活動

② 令和 5 年 4 月 1 日(土)～令和 6 年 2 月 29 日(木)までの期間に実施される活動であること

※原則、事業実施前に申請書の提出をお願いします。申請日より前の活動についてはお問い合わせください。

③ 主たる活動を新潟市西区で実施すること

(4) 対象外事業

- ・営利を目的とする事業や政治・宗教に関する活動、及び事業
- ・国・地方公共団体から補助金を受けている、又は受ける見込みのある事業
- ・地域の茶の間助成、子育てサロン助成、子ども食堂助成等、西区社会福祉協議会の他の助成金でまかなわれる事業
- ・例示されている地域課題とかけ離れた単発の交流イベント
- ・令和4年度に当助成を受けたものと同じ内容の活動・事業・取り組み

(5) 助成対象経費

助成決定した活動を実施するために使用した下記の費用

会場使用料、パンフレットやチラシの作成費、資料印刷代、依頼講師への謝礼・旅費、ボランティア行事用保険料、食材料費、茶菓代、消耗品費、活動に特に必要と認められる備品購入費、活動立ち上げに関する改装費・工事費

(6) 助成対象外経費

人件費、ボランティアへの謝金、リースで対応できる備品の購入費、スタッフの慰労会等にかかる費用、飲料アルコール代、助成対象活動期間外に支出した費用

(7) 申請方法

助成を希望する団体は、西区社会福祉協議会に申請書を提出してください。当会において申請内容を審査のうえ、助成の可否を決定します。

- ・申請受付期間：令和5年12月28日(木)まで随時受付。
※但し、助成額が予算に達した場合、受付を終了することがありますのでご注意ください。
- ・助成額は清算払いとします。助成決定団体には活動終了後すみやかに報告書及び領収書のコピーを提出いただき、当会で確認のうえ送金します。

報告書の提出最終締め切り日は、令和6年3月29日(金)です。

(8) 助成決定をした活動は、西区社会福祉協議会のホームページへの掲載など、広く周知させていただきますのでご承知おきください。

西区社会福祉協議会

〒950-2054 新潟市西区寺尾東 3-14-41 西区役所健康センター棟 1階

電話:025-211-1630 FAX:025-211-1631

メール:ward-csw.w@syakyo-niigatacity.or.jp